

広報

12
DECEMBER

かすや



2011年 No.612 <http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>
平成23年12月1日発行 編集/粕屋町総務部協働のまちづくり課 発行/粕屋町 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 ☎938-2311

困 清範町政が スタート



△11月7日(月)、初登庁で町職員に拍手で迎えられる困 町長

「安心・安全の町づくり」「心やさしい町づくり」を目指して

まちのわだい

このコーナーでは、あなたのまわりの身近な出来事や話題を待っています。

電話で結構です。粕屋町協働のまちづくり課まで。

☎ 938-0173 FAX 938-3150

粕屋町長選挙の結果

任期満了に伴う粕屋町長選挙が10月23日(日)に行われました。

町長候補には、新人で元粕屋町議会議員の福永善之氏と、同じく新人で元粕屋町総務課長の因 清範氏の2人が立候補。

即日開票の結果、因 清範氏が当選されました。

なお、選挙結果は下記のとおりです。



△職員を前に、訓示をされる 因 新町長

粕屋町長選挙開票結果

(敬称略・届出順)

所属党派	候補者氏名	得票数
無所属	福永 よしゆき	2,989
無所属	因 きよのり	6,665
有効投票数		9,654
無効投票数		182
投票総数		9,836

年代別投票率

年代	投票率
20代	13.00%
30代	19.60%
40代	26.50%
50代	32.63%
60代	47.42%
70代以上	53.25%

粕屋町長選挙投票結果

投票区	投票所名	有権者数(人)			投票者数(人)			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	大川小学校 体育館	3,588	3,744	7,332	1,182	1,390	2,572	32.94%	37.13%	35.08%
2	仲原小学校 体育館	2,242	2,349	4,591	684	779	1,463	30.51%	33.16%	31.87%
3	粕屋町役場 町民ホール	1,707	1,806	3,513	567	596	1,163	33.22%	33.00%	33.11%
4	粕屋中央小学 校体育館	2,387	2,646	5,033	707	822	1,529	29.62%	31.07%	30.38%
5	中央保育所	1,900	2,080	3,980	605	698	1,303	31.84%	33.56%	32.74%
6	粕屋西小学校 体育館	4,126	4,075	8,201	860	946	1,806	20.84%	23.21%	22.02%
	合計	15,950	16,700	32,650	4,605	5,231	9,836	28.87%	31.32%	30.13%

篠崎久義前町長 1期4年間
ほんとうにお疲れ様でした。

1期4年間にわたり、町政を担ってこられた篠崎久義前町長が11月4日に庁舎を後にされました。

この間、待機児童対策として保育所の増設や定員増、学校の耐震化工事、水害対策として調整池整備工事など、住民の皆さまの暮らしと安全を守ることを優先に取り組んでこられました。これから先は、お体を大切に、末永く町政を見守ってください。
ほんとうにありがとうございました。

渡辺正勝前副町長が 退任されました

退任されました

平成16年10月1日から7年1ヶ月余り、小池弘輔元町長及び篠崎久義前町長の補佐役として活躍いただきました渡辺正勝前副町長が11月5日をもって退任されました。

渡辺前副町長は、昭和41年4月から粕屋町に奉職以来、通算45年の長きにわたり、粕屋町の発展に努めてこられました。長い間ほんとうにお疲れさまでした。

今後とも、お元気で粕屋町の発展を見守っていただきたいと思います。
ほんとうにありがとうございました。



△笑顔で庁舎を後にされる篠崎前町長(写真左)と渡辺前副町長(写真右)



鶴寿のお祝い 百歳

10月4日に朝日区の中野テツさんが、同月10日には長者原下区の甲斐二雄さんが、同月29日には長者原中区の萩尾キ又さんが百歳の誕生日をお迎えになりました。大変おめでたく心よりお祝い申し上げます。

お三方ともご家族のお世話のもと、ご自宅で元気に暮らしていらっしゃいます。

百歳のご長寿をお祝いして、篠崎(前)町長と西村社会福祉協議会長がそれぞれを訪問し、お祝いの言葉をかけられました。

中野テツさんは、最近足が弱られたもの大変顔艶がよく町長の問いかけにきちんと対応されました。甲斐二雄さんは、元教員とあって今でも文献の整理や娘さんの仕事の手伝いをされています。萩尾キ又さんは、編み物が得意で最近はデイケアでの生け花教室を楽しみにされています。



朝日区の中野テツさん



長者原下区の甲斐二雄さん



長者原中区の萩尾キ又さん



平成23年度子ども読書活動 優秀実践校 文部科学大臣表彰を受賞 仲原小学校

10月29日(土)、東北大学において「平成23年度子ども読書活動優秀実践校」の表彰式が開催され、仲原小学校が「文部科学大臣表彰」を受賞しました。

読書活動の目標は、「読書への興味・関心を高め、楽しんで読むこととする意欲・態度

と豊かな心を育てる」です。その目標に向かって、毎朝8時25分からの全校一斉10分間読書タイム、読書ボランティア「かばーる・ほー」による朝の読み聞かせ会、児童会図書委員会主催の「読書月間」や読書コーナーの充実などに努められています。

平成22年度の図書館の児童一人あたりの平均貸出冊数は、150冊を超えており、今回の受賞は、日々の読書に対する積み重ねが評価されたものです。

図書指導担当者は、「今後は、調べ学習コーナーや、授業と連動した読み物コーナーを充実させたりすることで図書室の機能を高め、読書の質を高める取組をめざしたいと思います。」と語られました。

JOCジュニアオリンピックカップ 全国都道府県対抗中学 バレーボール大会に 粕屋中学校の谷口渉くんが出場



12月25日(日)から28日(水)に大阪市で開催されるJOCジュニアオリンピックカップ第25回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に粕屋中学校3年生の谷口渉くん(若宮区)が出場されます。

この大会は、将来のオリンピック選手の発掘と中学生バレーボールのレベルアップを図り、各チームとの交流を通して友情を深めスポーツマンシップの高揚に努めることを目的としたものです。

谷口くんは、福岡県選抜チームの一員として出場。都道府県代表47チームと開催地枠1チームの48チーム(女子は49チーム)で争われます。

谷口くんのご活躍と福岡県選抜チームのご健闘をお祈りいたします。

JOCジュニアオリンピックカップ ハンドボール大会に 粕屋中学校の宮寄蓮くんと 永里匠くんが出場



12月24日(土)から28日(水)に愛知県名古屋市で開催される第19回JOCジュニアオリンピックカップハンドボール大会に粕屋中学校3年生の宮寄蓮くん(花ヶ浦区)と2年生の永里匠くん(花ヶ浦区)が出場されます。

この大会は、将来オリンピック・世界選手権大会などの日本代表選手として活躍する可能性のあるジュニア選手の発掘と育成を目的としたものです。

お二人は、福岡県選抜チームの一員として九州大会を勝ち抜き、ベスト4となり、本大会出場を決められました。

大会は全国9ブロックから男女合計48チームが出場し、優勝を争います。

同大会には、一昨年の第17回大会にも同校の生徒二人が出場し、見事3位入賞を果たしております。

先輩たちに負けないようご活躍とご健闘をお祈りいたします。

第35回 粕屋町小学生 ソフトボール大会



さわやかな秋晴れのもと、10月16日(日)に開催されたソフトボール大会は今年で35回を迎えます。どのチームもこれまでの練習の成果を十分に発揮し、大きな声を出して力いっぱいプレーをしました。得点を入れたチームは選手だけでなく応援席からも大きな声援が沸き起こっていました。

これからもさらなる上達を目指して頑張ってくださいね。結果は次のとおりです。

第1パート

- 優勝 江辻分館
- 準優勝 原町分館

第2パート

- 優勝 長者原上分館
- 準優勝 甲仲原分館

高齢者よい歯の表彰で後藤四男吉さんが福岡県知事賞を受賞

11月6日(日)に大牟田市で開催された「～8020すこやかLife～生涯を通じた歯科保健大会」(主催：福岡県・福岡県歯科医師会)において、後藤四男吉さん(長者原上区・88歳)が、「高齢者よい歯の表彰 福岡県知事賞」を受賞されました。

後藤さんは、「毎日の歯みがきは欠かさず、辛党なので甘い物は食べません。」と語られました。

歯と口腔の健康維持と咀嚼機能そしゃくの保持促進のためには、食生活や運動を含めた健康づくりが重要であることが分かっています。80歳になっても自分の歯を20本以上保てるように、日頃から心がけていきましょう。



『人権の花』運動で粕屋西小学校に感謝状

10月14日(金)、福岡人権擁護委員協議会長から粕屋西小学校へ感謝状が贈られ、贈呈式が行われました。

これは、3年生124名が本年の4月20日(水)に福岡県が指定する「人権の花」であるひまわりの種を一人ひとりがまき、毎日水やり草取りを続けて育てたことに対するもので、感謝状のほか粕屋町の人権擁護委員から記念品が贈られました。

この「ひまわり」の栽培を通して、児童一人ひとりが「命の大切さ、友達を思いやる心」など、たくさんのお話を学んだことでしょう。

この日は、「いじめ」を題材にした「ぐらぐら森のおばけ」という紙芝居が読まれ、「他人を思いやる心」の大切さを改めて感じ取っていたようでした。



また、児童たちからは、自分たちが育てた「ひまわりの種」が人権擁護委員に贈られました。この種は、12月に行われる「人権を尊重する町民のつどい」で来場された皆さまにも配布する予定です。

「火事だあー！ 火事だあー！」 屋内消火栓・消火器操法大会が開催される

10月28日(金)、中部消防署で「第21回屋内消火栓・消火器操法大会」(粕屋南部地域防災協会主催)が開催されました。

当初、10月21日(金)に開催が予定されていましたが、雨天のためこの日に延期されたものです。



当日は、時折小雨が降る中、粕屋南部消防本部管轄内(志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町)の事業所や病院、役場などから、消火器の部15チーム、屋内消火栓の部16チームが参加して行われ、消火技術を競いました。

消火器の部では、2人1組となっており、消火器やバケツを使って消火。屋内消火栓の部では、3人1組となっており、ホース2本を延長し、前方の標的を放水して倒し、敏しょう性、確実性、タイムなどを競いました。

町内からは、10チームが出場し、屋内消火栓の部で福岡青洲会病院Bチームが3位に入賞しました。

芸術の秋を彩る

粕屋町文化祭を開催



11月5日(土)・6日(日)の二日間、第39回粕屋町文化祭(粕屋町文化祭実行委員会主催)がサンレイクかすやで開催されました。

両日ともあいにくの雨模様でしたが、多くの人に足を運んでいただきました。

館内では、工芸や書、絵などの作品が展示され、来館者は興味ある作品に目を留めていました。

二日間にわたって、粕屋町文化協会加盟の教室や一般団体のステージ発表があり、舞踊・ダンス・声楽・器楽など様々なステージ発表が繰り広げられました。

また、俳優や気象予報士として活躍されている石原良純氏の講演があり、石原家の人々や気象のことなどをおもしろおかしく話されました。

最後に、毎年文化祭のとりを務める青年団の劇で締めくくりました。今年は「手紙」という演目で、団員たちの迫真の演技に目頭をおさえる観客が大勢いらっしゃいました。

二日間ともあいにくの雨で足元の悪い中、大勢の方にご来館いただきありがとうございました。

また、実行委員会(青年団・婦人会・文化協会)の皆さん、本当にお疲れさまでした。



財 政 状 況 の 公 表

「粕屋町財政状況の公表に関する条例」に基づき、粕屋町の平成23年度予算の執行状況を公表します。
 なお、ここに記した数値は、平成23年9月30日現在の執行状況です。

(1) 平成23年度歳入歳出予算上半期（4月～9月）執行状況（繰越分を含む。）

◎一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項 目	予算現額	収入済額	収入割合
町 税	5,457,666	2,965,298	54.3
地 方 譲 与 税	103,000	31,635	30.7
利 子 割 交 付 金	15,000	5,464	36.4
配 当 割 交 付 金	2,500	2,491	99.6
株式等譲渡所得割交付金	3,000	0	0.0
地方消費税交付金	390,000	217,594	55.8
自動車取得税交付金	30,000	9,238	30.8
地方特例交付金	49,239	50,698	103.0
地 方 交 付 税	1,322,393	867,298	65.6
交通安全対策特別交付金	11,000	6,065	55.1
分担金及び負担金	272,610	115,317	42.3
使用料及び手数料	242,575	120,256	49.6
国 庫 支 出 金	1,602,251	723,990	45.2
県 支 出 金	971,795	166,227	17.1
財 産 収 入	9,326	6,375	68.4
寄 附 金	505	557	110.3
繰 入 金	417,911	0	0.0
繰 越 金	589,456	589,457	100.0
諸 収 入	106,004	35,070	33.1
町 債	865,215	0	0.0
合 計	12,461,446	5,913,030	47.5

歳 出

(単位：千円、%)

項 目	予算現額	支出済額	執行割合
議 会 費	159,776	88,481	55.4
総 務 費	1,257,489	476,022	37.9
民 生 費	4,150,617	1,632,115	39.3
衛 生 費	1,493,866	631,028	42.2
農林水産業費	153,117	19,632	12.8
商 工 費	50,925	36,227	71.1
土 木 費	1,350,223	478,515	35.4
消 防 費	391,419	221,750	56.7
教 育 費	1,750,834	648,431	37.0
災害復旧費	15	0	0.0
公 債 費	1,665,967	811,411	48.7
諸 支 出 金	17,198	0	0.0
予 備 費	20,000	0	0.0
合 計	12,461,446	5,043,612	40.5

◎特別会計

(単位：千円、%)

項 目	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	執行割合
国 民 健 康 保 険	3,802,733	1,442,134	37.9	1,683,126	44.3
介 護 保 険	1,620,759	744,034	45.9	667,298	41.2
後 期 高 齢 者 医 療	390,671	151,048	38.7	104,586	26.8
住宅新築資金等貸付事業	5,881	6,032	102.6	51	0.9

◎企業会計 水道事業

(単位：千円、%)

項 目	予算現額	収入(支出)済額	収入(支出)率
収益的収入	944,406	382,274	40.5
収益的支出	912,932	256,173	28.1
資本的収入	200	0	0.0
資本的支出	327,081	57,197	17.5

◎企業会計 流域関連公共下水道事業

(単位：千円、%)

項 目	予算現額	収入(支出)済額	収入(支出)率
収益的収入	906,564	410,352	45.3
収益的支出	1,104,487	295,173	26.7
資本的収入	1,190,039	227,438	19.1
資本的支出	1,369,516	401,724	29.3

(2) 町有財産の状況

土 地	977,241㎡
建 物	108,693㎡
基 金	2,942,005千円

(3) 町債（長期借入金）の状況

(単位：千円)

会 計 別	借入残高
一 般 会 計	10,304,124
住宅新築資金等貸付事業会計	0
水 道 会 計	1,940,876
流域関連公共下水道事業会計	11,399,225

(4) 一時借入金の状況

(単位：千円)

会 計 別	借入残高	借 入 先
国民健康保険	300,000	基金から運用

指標からみる粕屋町の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成22年度決算に基づき算定しました粕屋町の健全化判断比率は下表のとおりです。

指 標	平成22年度	平成21年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△6.68%)	— (△8.10%)	— (1.42%)	13.75%	20.0%
② 連結実質赤字比率	— (△19.94%)	— (△24.47%)	— (4.53%)	18.75%	30.0%
③ 実質公債費比率	18.0%	17.4%	0.6%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	90.4%	121.1%	△30.7%	350.0%	—

※ ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」で示す。

平成22年度は、すべての比率が早期健全化基準を下回りました。しかし、③実質公債費比率が18.0%以上になり地方債の発行に対し許可が必要となりました。新規発行債を抑え、繰上償還を進めるなど公債費を抑制する必要があります。

また④将来負担比率は、地方債の現在高が減少したため大幅に良くなりましたが、県内58市町村の中で12番目に高い数値となっています。

また、その他の財政指標を昨年度と比較すると、

財 政 指 標	平成22年度	平成21年度
財政力指数	0.819	0.827
経常収支比率(%)	87.3	89.0

財政力指数は、昨年度より0.008と若干ではありますが悪くなっています。財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率が、昨年度より1.7ポイント良くなっていますが、町村では75%を超えると経常経費の抑制に留意をする必要があると言われ、町財政の硬直化が進み道路や生活基盤整備などの投資的事業にまわす余力がなくなっていることに変わりはありません。

用語の解説

● 実質公債費比率

一般会計や公営企業会計の公債費に一部事務組合（須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、北筑昇華苑組合、福岡地区水道企業団）が支払う公債費のうち、粕屋町が負担した額を加えた額に対する財政負担の割合を示す比率。

● 将来負担比率

一般会計や公営企業会計の地方債現在高及び一部事務組合の地方債の元金償還額に充てる町の負担額、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額、土地開発公社の負債額など将来における財政負担の割合を示す比率。

● 早期健全化基準

財政の早期健全化を図るための基準として政令で定められた数値で、①から④の指標のいずれかが基準以上である場合は、財政の悪化した要因を分析し自主的な改善努力による早期の財政健全化計画を作成しなければならない。

● 財政再生基準

指標①②③のいずれかが基準以上である場合は、財政が著しく悪化した要因を分析し、財政再生計画を作成し総務大臣の同意を得なければならない。また、総務大臣は当該団体に対して予算の変更や、財政再生計画の変更その他必要な措置を勧告することが出来る。

粕屋町職員の給与等を公表します

粕屋町職員の給与や職員定数は、地方公務員法・地方自治法に基づき、町議会の議決により条例で定められています。粕屋町は条例に基づき、給与制度等について、厳正な運用に努めています。このことを住民の皆さまにご理解いただくために、その主な内容をお知らせいたします。なお、内容の数値は、公務員給与実態調査などによるものです。

1 総括

○ 歳出総額に占める人件費の状況(普通会計決算統計資料より)

区分	住民基本台帳人口(人) (22年度末)	歳出額(千円) A	実質収支(千円)	人件費(千円) B	人件費率(%) B/A	(参考) 21年度の人件費率(%)
22年度	42,628	11,810,473	534,292	1,734,052	14.7	16.0

○ 職員給与費の状況(普通会計決算資料より)

区分	職員数 A	給与費(千円)				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	181	683,468	117,258	254,790	1,055,516	5,832

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

○ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

年	平成18年	平成22年
指数	96.7	98.7

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

○ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.2歳	314,633円	354,467円
技能労務職	46.8歳	312,308円	337,040円

(注) 1「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

○ 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		粕屋町	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	—

○ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	275,842円	326,500円	359,971円
	高校卒	223,900円	284,700円	—
技能労務職	高校卒	—	266,950円	316,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

○ 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長、局長、参事	8	7.5
6級	課長、参事補佐	16	15.0
5級	課長補佐、相困係長	10	9.3
4級	係長、主査	30	28.0
3級	主任主事	11	10.3
2級	主事	21	19.6
1級	主事、主事補	11	10.3
計		107	100

4 職員の手当の状況

○ 期末手当・勤勉手当

粕屋町		国	
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,416千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)		(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	

(注) 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当(平成23年4月1日現在)

粕屋町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,999千円	27,947千円			

(注) 1 支給率は福岡県市町村職員退職手当組合の規程によるものです。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

○ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	比較 (国の制度)	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
地域手当	支給率 3.0%	同じ	27,376千円	140,391円
時間外手当	正規の勤務時間を越えて勤務することを命じられた職員に対して支給される	同じ	37,534千円	275,989円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度始め~満22歳年度末) 加算5,000円	同じ	19,569千円	227,541円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 2,500円	借家 左と同じ 持家 -	11,190千円	147,243円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	5,063千円	42,542円
管理職手当	部長(66,000円) 事務局長・次長(57,000円) 課長(53,000円) 課長補佐(42,000円)	役職の分類が異なる	26,118千円	567,784円

5 特別職の報酬等の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給料	町長 750,600円	(22年度支給割合)
	副町長 606,600円	
報酬	議長 349,000円	2.95月分
	副議長 293,000円	
	議員 272,000円	
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長 給料月額×5.1 ×在職月数/12	17,013,600 任期毎
副町長 給料月額×3.0 ×在職月数/12	8,088,000 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

○ 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通会計	議会	2	2	0	
	総務	33	38	5	業務増による増
	税務	17	20	3	業務増による増
	農林水産	4	4	0	
	商工	2	2	0	
	土木	10	11	1	欠員補充による増
	民生	45	37	-8	事務の統廃合縮小及び民間委託による減
	衛生	15	17	2	業務増による増
	計	128	131	3	<参考>人口1万人当たり職員数 30人
	教育	53	50	-3	欠員不補充による減
小計	181	181	0	<参考>人口1万人当たり職員数 42人	
公営企業等会計	水道	9	9	0	
	下水	5	4	-1	欠員不補充による減
	その他 (国保・介護)	16	12	-4	欠員不補充による減
	小計	30	25	-5	
合計		211	206	-5	<参考>人口1万人当たり職員数 49人
		[237]	[237]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条約定数の合計です。

3 職員数に特別職、臨時職員は含みません。

7 職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

区 分	内 容
勤 務 時 間	8時30分から17時まで 1日について7時間45分（1週間：38時間45分）
休 憩 時 間	12時から12時45分まで
週休日、休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：祝日法による休日及び年末年始の休日
年次有給休暇	20日／年（平成22年の平均取得日：10日）
病 気 休 暇	医師の証明に基づき療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（平成22年の取得者：8人）
特 別 休 暇	結婚、産前産後、忌引、子の看護など
介 護 休 暇	同居する家族を介護する無給休暇
育 児 休 暇	3歳未満の子を養育するための無給の休暇（平成22年の取得者：3人）

8 職員の分限及び懲戒処分状況（平成22年度）

区 分	処 分	処分者数	事 由
分 限 処 分	休 職	2 人	心身の故障
懲 戒 処 分	—	—	—

9 職員の研修の状況（平成22年度）

区 分	終了人員	内 容
市町村中央研修所	4人	市町村の課題戦略セミナー 市町村税徴収事務研修 住民税課税事務 政策企画
全国市町村 国際文化研修所	2人	変革期の自治体財務研修 シニアマネージャー研修
福岡縣市町村職員 研修所	36人	<専門研修> 市町村民税、固定資産税、行政経営、公営企業、OAなど
	26人	<階層別研修> 新規採用職員研修、一般職員研修（Ⅰ～Ⅲ）、係長研修、 課長研修など

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	事 業 概 要
福岡縣市町村職員 共済組合	職員（組合員）の短期給付（医療）、長期給付（年金）及び福祉事業
職員の健康管理	労働安全衛生法に基づき、産業医及び衛生委員会の設置及び、年一回の 定期健康診断
地方公務員 災害補償基金	公務上の災害又は勤務による災害を受けた場合の補償
粕屋町職員互助会	福利厚生に関する事業、相互扶助及び親睦を図るための各種事業 （平成23年度）互助会員数209人、福利厚生事業補助金20,000円／人
糟屋郡公平委員会	職員の勤務条件に関する措置及び職員に対する不利益処分に関する審査

健康かすや21通信



禁煙チームです。
今回も禁煙の体験談を掲載します。Hさんの体験です。

「煙草をやめてから1年が過ぎました。
きつかけは、健康かすや21通信の「まずは、3日間タバコをやめてみませんか」という記事でした。

私は、学生の時にタバコを吸い始め、それまで一度も禁煙を考えたことはありませんでした。子どもが産まれた時も分煙。肺炎で入院した時も医者に止められているのに点滴を下げてこっそり吸っていました。
そんな私が、「まずは3日間…」という言葉とタバコの値上げの時期もあり、「ちょっとやってみようか」という気持ちになりました。早速、家族や職場の人たちに「禁煙」を言言しました。

最初は、口寂しくガムやお菓子を食べて紛らわしていました。が、意外にそこまで苦痛ではなく自分自身驚きでした。

タバコをやめて、周りのみんなにびつくりされ喜ばれました。タバコをやめてよかったことといえば、吸う場所を探さなくなつてよくなったこと。そして何より自分と家族の健康のためによかったです。以前より少しだけ太りましたが…(笑)

広報のちよっとした記事がきっかけで禁煙することができました。」

”広報の記事がきっかけということで本当に嬉しいです。
禁煙することで、今まで鈍くなっていた味覚や嗅覚が刺激され、食事がおいしくなり少し体重が増えたようですね。お体に影響にない程度なら、構いません。”

タバコをやめてこないところがあったという方、ぜひ体験談をお寄せください。

粕屋町健康づくり課
☎(0938)0258
FAX(0938)2415

寒い季節がやってきました。さて、健康クイズです

寒くなると
高くなるものは
何でしょう？

答えは「血圧」です。血圧は、

血管にかかる圧力です。寒くなると、血管が収縮し血圧が高くなります。また、血圧が高いほど、脳血管や心臓、腎臓に負担がかかります。高血圧は、脳卒中や心不全、腎不全による人工透析の原因にもなります。皆さんは、脳卒中が寝たきりや認知症の原因になることをご存じでしょうか。血圧は、ご自宅で測ることが出来ます。少し高めの方は、寒い時期には普段より高めかもしれません。時間を決めて測り記録しましょう。

血圧の基準は140/90mmHg未満ですが、糖尿病や腎機能低下がある方は、130/80mmHg未満と高血圧治療ガイドラインに定められています。糖尿病や腎機能低下があるかは健康診断を受けていただくかありません。まだ受けたことのない方は、ぜひ特定健診を受けてください。

「特定健診の受診を希望される方」

* 特定健診の対象は、40〜74歳の方で、保険者に義務づけられています。

○粕屋町国民健康保険加入の方
II 県内の指定医療機関で受診できます。受診券が必要です。(8月末に受診券を郵送

していません)
○上記以外の保険の加入の方
II 各保険者にお尋ねください。



～香椎税務署からのお知らせ～

平成23年分の申告期限と納期限

- 所得税・贈与税 ……平成24年3月15日(木)
- 個人事業者の
消費税及び地方消費税 ……平成24年4月2日(月)

香椎税務署では、確定申告相談会場(仮説会場)を2月1日(水)から開設いたします。

- ※ 所得税の還付申告は1月以降提出することができます。
- ※ 土・日曜日及び祝日は休みです。
ただし、2月19日(日)・2月26日(日)に限り確定申告の相談を行います。
- ※ 税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

申告書などの作成は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

www.nta.go.jp 国税庁 検索

30代基本健診のご案内

30代の方を対象に基本健診を実施します。今年健診を受けたことのない方はこの機会に体の状態をチェックしませんか？

また、1月29日(日)には、38・39歳の方を対象に歯科健診も同時実施いたします。

- 健診内容** 基本健康診査(問診、身長、体重、腹囲、血圧、検尿、診察、血液検査)
- 対象者** 今年度30歳～39歳になる方(S47.4.1～S57.3.31生まれ)
ただし、職場などで受診機会のある方は申し込みできません(健診は1年に1回です)
- 健診日** 1月29日(日)・30日(月) 受付＝午前8時30分～午前11時 ※要予約
- 健診会場** 粕屋町健康センター(役場北側)
- 自己負担** 500円
 - *次に該当する方は無料 ・生活保護受給者で診療依頼証提示者(当日お持ちください)
 - ・住民税非課税世帯に属する人(予約時にお申し出ください)

●申込み **健診予約ダイヤル ☎938-2421**

予約受付期間：12月1日(木)～16日(金)

(予約がないと受けることができません。両日とも先着200名)

★**歯科検診**(1月29日(日)実施)ご希望の方は予約時にお申し出ください。(38・39歳の方のみ、先着50名)

がん検診推進事業：子宮頸がん・乳がん検診(無料クーポン券)

6月に、対象となる年齢の方へ「女性特有のがん検診無料クーポン券」をお送りいたしております。有効期間は、平成24年3月31日までとなっております。

検診をまだ受けていない方は、早めに受診して、ご自分の健康管理に役立ててください。



- 集団検診(会場：粕屋町健康センター)**
婦人がん検診：1月23日(月)・24日(火)、2月10日(金)・11日(土)
※予約が必要です。健診予約ダイヤル ☎938-2421へお電話でお申し込みください。
- 個別検診(医療機関)**
実施医療機関名簿(クーポンと同封)に記載された医療機関へ直接お申込みください。
- 注意**
クーポン券がないと無料で受診できません。紛失された方は、下記までご連絡ください。
- 問合せ** 粕屋町健康づくり課 ☎938-0258(健康センター直通)

水道メーター器 交換のお知らせ



水道メーター器の有効期間(8年間)が満了する前に、町が委託した次の指定工事業者が交換を行っています。

12月は、内橋一区、内橋二区、内橋三区の交換対象お宅のメーター器を交換いたしますので、ご協力をお願いします。

この交換工事で、代金を請求することは、一切ありません。

●委託業者

(有)前田設備工業

☎(021)9928

(株)尾畑建設糟屋支店

☎(938)4576

(株)倉田

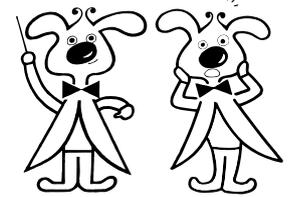
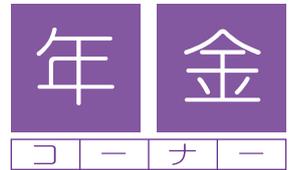
☎(938)2708

松山工業(株)

☎(938)2245

●**問合せ** 直接各担当の委託業者へ電話していただくか、粕屋町上下水道課 ☎(938)0239までお尋ねください。

あなたは老齢厚生年金をいつから受けられますか

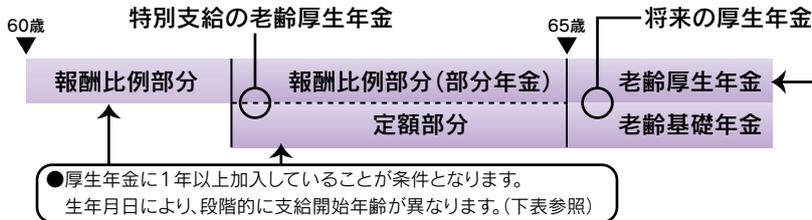


老齢厚生年金を受け取るには、老齢基礎年金の受給資格期間（原則 25 年以上）を満たしていることが条件となります。

老齢厚生年金には

- ① 60 歳前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金又は報酬比例部分相当額）
- ② 65 歳からの本来の老齢厚生年金があります。

老齢厚生年金は、加入期間と平均給与によって年金額が決まります。



- 厚生年金の加入期間が1か月以上ある方が、老齢基礎年金に上乗せで受けられます。
- 65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受けている場合は、報酬比例部分が老齢厚生年金に切り替わり、定額部分が老齢基礎年金に切り替わります。

60歳前半の老齢厚生年金 男性・女性とも生年月日によって段階的に支給開始年齢が異なります。

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性 昭和16年4月1日以前生まれの方			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和21年4月1日以前生まれの方			定額部分			老齢基礎年金

定額部分の繰り下げ開始

男性 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日			定額部分			老齢基礎年金

報酬比例部分の繰り下げ開始

男性 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
男性 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
女性 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日			定額部分			老齢基礎年金

男性 昭和36年4月2日以降に生まれた方						老齢厚生年金
女性 昭和41年4月2日以降に生まれた方						老齢基礎年金

生年月日による老齢基礎年金の受給資格期間の特例

受給資格期間が25年に満たなくても、下表の生年月日の方は、厚生年金（共済組合）単独で次の年数を満たせば、老齢基礎年金の受給資格を得られます。

①昭和31年4月1日以前に生まれた方の特例

厚生年金又は共済組合の加入者

厚生年金又は共済組合の加入期間が、生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生年月日	資格期間
昭和27年4月1日以前	20年(240月)
昭和28年4月1日以前	21年(252月)
昭和29年4月1日以前	22年(264月)
昭和30年4月1日以前	23年(276月)
昭和31年4月1日以前	24年(288月)

②昭和26年4月1日以前に生まれた方の特例

厚生年金に加入している中高齢者

男性は40歳、女性は35歳以降の厚生年金の加入期間が、生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生年月日	資格期間
昭和22年4月1日以前	15年(180月)
昭和23年4月1日以前	16年(192月)
昭和24年4月1日以前	17年(204月)
昭和25年4月1日以前	18年(216月)
昭和26年4月1日以前	19年(228月)

環境ア・ラ・カルト

年末年始の休業について～お知らせ～

年末年始は次のとおり休業いたしますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

ごみの種類	休業期間
可燃ごみの収集	12月31日(土)～1月3日(火) ※振替収集はありません。
空缶・空きびんの収集	
燃えないごみの収集	
ペットボトルの収集	
粗大ごみの収集(業者収集)	12月30日(金)～1月3日(火)
ごみの自己搬入(クリーンパーク)	12月30日(金)～1月3日(火)
剪定ごみの自己搬入	12月30日(金)～1月3日(火)
し尿等くみ取り	12月30日(金)～1月4日(水)
犬・猫の回収(粕屋保健福祉事務所)	12月27日(火)～1月3日(火)

※12月25日(日)は、「クリーンパーク」への搬入を受け入れます。
役場で搬入許可書を受領して、搬入をお願いします。
搬入時間は、午前9時から午後4時までです。
※役場リサイクルボックスは年末年始も利用できます。
古紙類のリサイクルにご協力をお願いします。

野外焼却の禁止

「野外焼却」(法律に定められた方法に従わずに廃棄物を焼却をすること)は、廃棄物処理法により禁止されています。

野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、野外焼却の未遂や、野外焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をした者にも罰則が適用されます。



【野外焼却禁止の罰則の例外規定】

次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限りです。

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き
2. 震災、風水害、火災、冷凍害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等の応急対策、火災予防訓練
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー

いちいちきゅうだより

粕屋南部消防本部で企画されたコーナーです。

石油ストーブからの火災を防ぐポイント

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

平成22年中におけるストーブによる建物火災は、全国で1,443件発生し、なかでも石油ストーブによる火災が多く全体の5.3%を占めています。主な出火原因は、「石油ストーブを点火したまま給油中、灯油が漏れて引火した」、「ストーブの上に洗濯物を干し、それが落下した」など、取り扱いや管理上の不注意によるものが多くなっています。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないように、特に次の点に注意しましょう。

ストーブには、燃えやすいものを近づけない。



●使用にあたっての注意事項

- ・ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- ・ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険性のあるものを使用しないこと。
- ・カーテンや布団などがストーブに接触しないように、離して使用すること。
- ・ストーブの上方に洗濯物などを干さないこと。
- ・不完全燃焼による一酸化炭素中毒を防ぐため、定期的に部屋の換気を行うこと。

●使用方法

- ・石油ストーブに灯油を給油するときは、火を消してから行うこと。
- ・カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締め、その場で逆さにして漏れないことを確認すること。



●点火及び消火の確認

- ・点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
- ・就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

●点検及び整備

- ・暖房シーズンの前後には、十分な点検整備を行うこと。



●灯油の保管

- ・灯油の保管には、「推奨」ラベルや「認定証」が貼付された容器を使用するとともに、必ず栓をしっかりと締めて密閉すること。
- ・保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- ・灯油用ポリエチレン缶は、5年を目安にお取り替えいただくのが安全です。

平成23年度第3回
『危険物取扱者試験』
及び『試験準備講習会』
のお知らせ

危険物取扱者の資格は、一定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱う工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリーなどの施設で危険物を取扱うときに必要です。

◎危険物取扱者試験

●試験日 平成24年3月4日(日)

●会場 福岡大学

●試験種目 全種類

●受付期間

【書面申請期間】 12月15日(木)

～平成24年1月10日(火)

【電子申請期間】 12月12日(月)

～平成24年1月7日(土)

●受験料 甲種 5,000円

乙種 3,400円

丙種 2,700円

●願書配置 12月1日(木)(予定)

より消防本部、南部消防署、中部消防署に準備予定。

●問合せ 消防試験研究センター

1 ☎(2022)2421

※試験準備講習会の開催も予定しています。詳しくは、粕屋

南部消防本部 予防課(☎093

5-0308)まで。

『歳末助け合い防災餅つき会』のお知らせ

火災予防の普及推進を目的とする街頭宣伝行事として、粕屋南部地域防災協会主催の「歳末助け合い防災餅つき会」を次のとおり開催いたします。

●日時 12月17日(土)

午前10時～

●場所 粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1 イオンモール福岡 メインプラザ入口付近及びメインプラザ前駐車場

●主な内容(予定)

- (1) 店頭での餅つき及び配布
- (2) 歳末助け合い募金箱の設置
- (3) 助け合いチャリティバザー
- (4) 住宅用火災警報器普及促進
- (5) はしご車試乗(「チビッコ」対象) 救助工作車・救急車展示 AED(自動体外式除細動器) 取扱い指導
- (6) 風船の配布 (「チビッコ」対象)

多数の参加お待ちしております!!

